

議案第79号

二宮町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

酒匂川流域自治体（3市7町）では、特定事業場に対し下水道に排除される水質について基準を設けており、中でも製造業に対してはさらに厳しい基準を設けている。

現在、酒匂川下水処理場に流入する下水の水質は安定しており、今後の変動も少ないと考えられることから、製造業に対し厳しい基準を設ける必要がない状況となったため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町下水道条例の一部を改正する条例

二宮町下水道条例（平成9年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「前2項」を「前項」に改め、同項各号中「（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準）」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条第2項を削る。

第11条第3項中「第1項」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。